

# M R F (マナー・リザーブ・ファンド)

## 累積投資取引約款

### 第1条 (約款の主旨)

この約款は、申込者(以下、「お客様」といいます。 )とカブドットコム証券株式会社(以下、「当社」といいます。 )との間の、当社が指定する投資信託会社の発行するM R F (マナー・リザーブ・ファンド) 受益証券(以下、「M R F」といいます。 )の累積投資に関する取決めです。

当社は、この約款に従ってM R Fの累積投資の委任に関する契約(以下、「契約」といいます。 )をお客様と締結いたします。

### 第2条 (申込方法)

1. お客様は、当社所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、捺印し、これを当社に提出することによって契約を申込むものとし、この申込書の受入れをもって契約の締結があったものといたします。  
また、お客様が本契約を申込む場合は、「M R F (マナー・リザーブ・ファンド) 自動スweep取引取扱規定」(以下、「M R F 自動スweep取引取扱規定」といいます。 )に基づく申込みを行ったものとします。
2. 契約が締結されたとき、当社は直ちにお客様のM R F 累積投資口座を開設いたします。  
なお、申込み時に当社に届出された印影をもって、当社への届出印といたします。
3. お客様が本契約の申込みを行われても、信用取引口座を開設された場合本契約は解約され、その後信用取引口座を解約された場合は、本契約の申し込みが行われたものといたします。

### 第3条 (金銭の払込み)

お客様は、M R Fの取得にあてるため、1回の払込みにつき1円以上1円単位の金銭(以下、「払込金」といいます。 )をその口座に払込むことができます。

### 第4条 (取得時期及び価額)

1. 当社は、お客様から取得の申込みがあった営業日に、払込金の受入れを当社が確認できたものについては、「M R F 自動スweep取引取扱規定」に別の定めがある場合を除き、原則として、申込日の翌営業日に、M R Fをお客様に代って取得します。  
ただし、取得価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。
2. 前1項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。
3. 申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前1項及び2項の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、M R Fをお客様に代って取得します。
4. 取得されたM R Fの所有権並びにその元本、又はその分配金に対する請求権は、当該取得日からお客様に帰属するものとします。

### 第5条 (保管)

1. この契約によって取得されたM R Fは、他のお客様のM R Fと混蔵して、大券をもって保管いたします。  
なお、当社で保管することに代えて当社名義で信託銀行に再寄託することがあります。
2. 前1項により、混蔵して保管するM R Fについては、次の事項につき、ご同意いただいたものとしてお取扱いいたします。  
(1) 寄託されたM R Fに対し、寄託の額に応じて共有権を取得すること  
(2) M R Fの新たな寄託、又は返還については他のお客様と協議を要しないこと  
(3) 当社は、M R Fの出庫の請求には応じないこと
3. 当社は、この契約により保管しているM R Fの保管料をいただくことがあります。

### 第6条 (分配金の再投資)

1. 第5条の保管に係るM R Fの分配金は、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合については、当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日にお客様に代って当社が受領のうえ、当該お客様の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額でM R Fをお客様に代って取得します。
2. 当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)を下回ったときは、前1項の規定にかかわらず、最終営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口=1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に、M R Fをお客様に代って取得します。

### 第7条 (返還)

1. 当社は、お客様からM R Fの返還の請求を営業日の正午以前に受入れたことを当社が確認できたものについては当日を、正午を過ぎて受入れたことを当社が確認できたときはその翌営業日を受渡日として換金のうえ、その代金を受渡日以降お支払いすることにより返還いたします。
2. 前1項の換金価額は、受渡日の前日の基準価額といたします。
3. 前1項の換金に係るM R Fについての、取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の分配金は、原則として、別に定める「M R F 自動スweep取引取扱規定」に基づく

取引口座の解約の請求があった場合を除き、換金代金といっしょにはお支払いせず、第6条の分配金の再投資に基づき、再投資いたします。

## 第8条（解約）

- この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。
  - お客様から解約のお申出があったとき
  - 当社がMRFの累積投資業務を営むことができなくなったとき
  - MRFが償還されたとき
  - 別に定める「MRF自動スweep取引取扱規定」に基づく契約が解約されたとき  
ただし、お客様の信用取引口座開設にともない別に定める「MRF自動スweep取引取扱規定」に基づく契約が解約された場合を除く。
  - 別に定める「総合取引約款」等に基づく取引口座が解約されたとき  
ただし、お客様が信用取引口座開設を行った場合を除く。
- 当社は、一定期間取引の申込みのない契約については、これを解約させていただくことがあります。ただし、お客様が信用取引口座を開設されている場合を除く。
- この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく前7条に準じてお客様にMRFの返還及びその分配金の支払いをいたします。

## 第9条（取引の計算明細、証券残高の報告）

当社は、お客様のその都度の取引に係る計算明細及び証券残高の報告は、法令の定めにより四半期に1回以上申込者に対する通知書にて行うものとします。

## 第10条（申込事項等の変更）

- 改名、転居並びに届出印の変更などお申込事項に変更があったときは、お客様は当社所定の用紙により遅滞なく当社に届出いただきます。
- 前1項のお届出があったときは、当社はお客様より戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と認める書類等をご提出していただくことがあります。

## 第11条（その他）

- 当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他のいかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。
- 当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。
  - お客様の認証番号をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、予め当社に届出られている認証番号と一致することを当社が確認して行ったこの契約に基づくMRFの返還及びその分配金の支払いを行った場合
  - 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は、印影若しくは認証番号が届出のものとは相違するため、この契約に基づくMRFの返還及びその分配金の支払いを行わなかった場合
  - 天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づくMRFの取得又は返還、若しくはその分配金の支払いが遅延し、又は不能となった場合
  - その他、別に定める「オンライン・トレード取扱規定」「総合取引約款」等に基づく当社の免責事項による損害
- この約款は、法令の変更若しくは監督官庁の指示又は命令、若しくはその他の事情により、変更の必要を生じたときは改訂されることがあります。

（平成13年 4月）

（平成14年 1月）改訂

（平成17年 7月）改訂